



総務省

一部機能経過措置に係る実装区分等の見直し等について

令和8年7月30日

総務省 自治行政局

住民制度課 デジタル基盤推進室

1. 一部機能経過措置に係る実装区分等の見直しについて
2. （参考）今後の主な検討予定事項

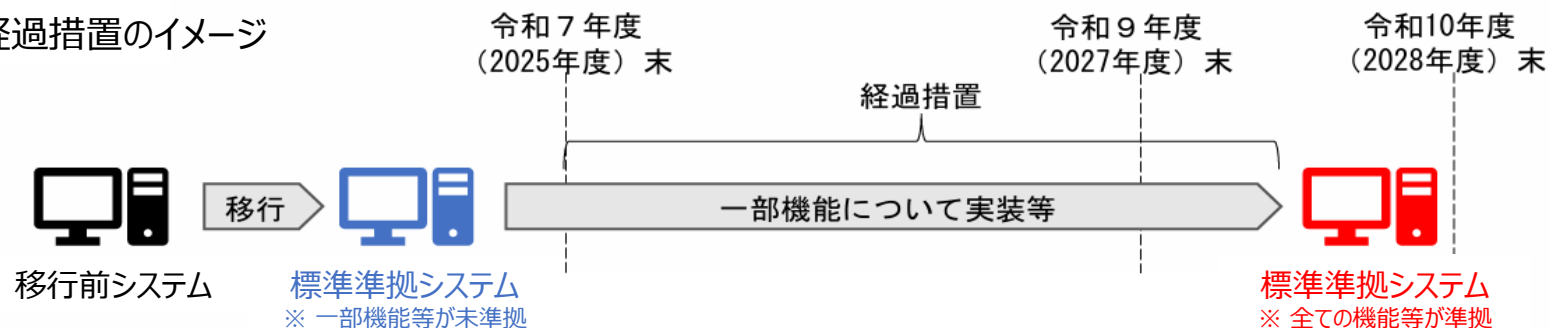
一部機能経過措置について

- 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和 6 年12月閣議決定）（以下「基本方針」）では、令和 7 年度末までに開発・実装等が間に合わない一部の機能・帳票（以下「機能等」）について、「円滑かつ安全な移行を推進するために、現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設ける」とされている。
- 具体的には、事業者からの申請に基づき各制度所管省庁が認めた機能等については、遅くとも令和10年度末までに機能標準化基準に適合することが求められている。

一部機能経過措置の類型

分類	標準化基準上の機能等の扱い	標準化基準への適合の状況
未実装 機能等	実装必須機能	令和 7 年度末までに開発・実装することができていない機能等
残存 機能等	実装不可機能 (標準化基準に規定されていない機能を含む)	令和 7 年度末までに削除することができていない機能等

(参考) 一部機能経過措置のイメージ



(検討の背景) 一部機能経過措置に係る実装区分等の見直しについて

- 基本方針において、経過措置対象機能等の標準化基準上の取り扱いについて「制度所管省庁において、令和9年度（2027年度）末までに所要の検討を行う」とされていることを受け、令和8年4月にデジタル庁から各制度所管省庁に対して「原則、令和8年度中に検討し、令和9年1月末の標準仕様書の改定に反映すること」との方針が示された。
- 検討に当たっては、経過措置の対象となった機能等について、実装区分（実装必須/標準オプション/実装不可）の見直しを行い、実装必須機能又は実装不可機能から標準オプション機能へ実装区分の変更を行う必要があるか否かを検討する。

(参考) 住民記録システム等標準化検討会の取り扱う各仕様書における一部機能経過措置の対象機能・帳票数

	住民記録システム	印鑑登録システム	戸籍附票システム
機能	151 (未実装：100、残存：51)	61 (未実装：56、残存：5)	81 (未実装：80、残存：1)
帳票	49 (未実装：10、残存：39)	1 (未実装：0、残存：1)	5 (未実装：3、残存：2)

実装区分等の見直しの進め方・「見直しの観点」

- 一部機能経過措置の対象機能等に係る実装区分等の見直しの進め方について、（１）第28回検討会（今回：7月30日）において実装区分等の見直しに係る枠組み（「見直しの観点」）を確定し、（２）秋以降、この「見直しの観点」に照らし、個別の機能等を分類し、第29回検討会（次回：9月目途）において個別に実装区分等の見直しの要否等を検討する。
- また、実装区分等の「見直しの観点」は、以下の観点に基づき整理する。
 - ① システム構築主体としての**ベンダの観点**（例：開発・実装のリソース等が不足している機能等）
 - ② 制度所管省庁としての**総務省の観点**（例：デジタル社会において備えておくべき機能等）
 - ③ システム利用主体としての**自治体の観点**（例：実装されないと自治体職員の負担が大きくなる機能等）

① ベンダの観点

分類	内容（経過措置適用の理由）	見直し
【未実装】【残存】事業者の リソース・開発期間の不足	【未実装】 リソース・開発期間の不足により、機能・帳票の開発を後回しとしたもの＜①－１＞ 主な理由 ・新たに生じた制度改正等の対応を優先した ・システムの根幹の変更や、困難な開発を要する等の理由により、令和７年度中の実装に品質面で懸念が生じた ・現行システムにおいて未搭載の実装必須機能（帳票）が多く、優先順位を付け開発をすることとした	無
	【残存】 標準化対応に合わせて機能を分離する予定だったが、令和７年度末までに間に合わなかったもの＜①－２＞	無
【未実装】【残存】要件上の 疑義	【未実装】【残存】 機能・帳票について、仕様・解釈等が明確でないことから開発が困難とされたもの＜①－３＞	※
	【未実装】【残存】 他の標準仕様書や外部システム仕様書との不整合があり、正しい対応が判断できず開発が困難とされたもの＜①－４＞	※

※ 標準仕様書の記載ぶりの修正、FAQ等での解釈の明示等を検討

「見直しの観点」(つづき)

② 総務省の観点

注：②③の「内容」は、経過措置の対象となっている機能・帳票の性質を記載

分類	内容	見直し
【未実装】 制度上の要請	【未実装】 法令や通知で規定されているもの<②－１>	無
【未実装】【残存】 政策的観点	【未実装】 デジタル社会であるべき姿（電子化・ペーパーレス化）を視野に設定されたもの<②－２>	無
	【未実装】 検討会で重点的に議論されたもの（支援措置・引越しOSS・除票DB・転出証明書の二次元コード・審査決裁機能等）<②－３>	無
	【未実装】【残存】 データ連携に支障をきたし、事業者間調整（及び自治体の調整コスト）が発生する可能性があるもの<②－４>	無
	【未実装】【残存】 標準オプション機能とした場合、事務フローの標準化が難しくなるもの<②－５>	無
【未実装】 影響団体数	【未実装】機能に係る業務を実施している自治体が限定的なもの<②－６>	有

③ 自治体の観点

分類	内容	見直し
【未実装】 住民サービスへの 影響	【未実装】 代替措置（外部システム（CS等）で別途入力等）によって、事務運用が煩雑になり住民サービスに影響があるもの<③－１>	無
	【未実装】 当該機能が無い場合に、事務的なミス（誤処理・誤証明・誤連携等）を誘発し、住民サービスに影響を与える恐れがあるもの<③－２>	無
【残存】 事務運用への影響	【残存】 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更に時間を要し令和７年度末までに間に合わないもの<③－３>	無
【残存】 自治体からの機能 継続要望	【残存】 当該機能を削除すると自治体職員の事務負担の増大や非現実的な運用変更、事務的なミスによる住民サービスへの影響等が生じるため、機能の継続を強く求められているもの<③－４>	有
【未実装】 自治体の生産性向 上	【未実装】 自治体の生産性向上への効果が見込まれ、過大な費用を必要としないと考えられるもの<③－５>	無

※ 見直しに当たっての留意点

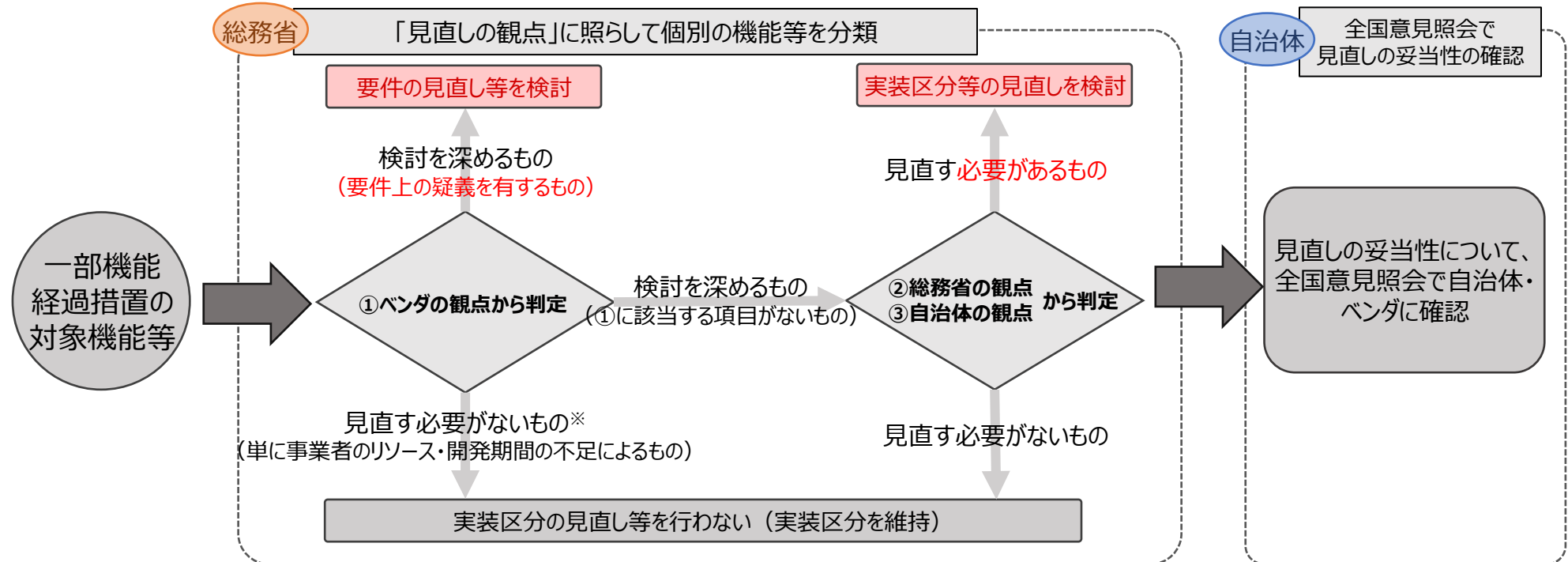
- ✓ 標準オプション機能は、自治体の業務実施状況の違いを吸収するため、やむを得ない場合に設定する（基本方針）ことに留意
- ✓ 標準準拠システムに個々の業務フローを合わせることを基本とし、特異な業務フローに基づく標準オプション機能の増加は望ましくないことに留意
- ✓ ベンダによっては既に機能等の実装・分離を行っており、途中で要件緩和すると「不公平感」を生む可能性があることや、場合により追加費用・個別契約等を生じる可能性があることに留意
- ✓ 特に住民記録システムは他業務のシステムや外部システム等と密接に関わるため、実装区分の見直しに当たっては、機能等単体に限らず実務全体へ与える影響に留意
- ✓ 実装必須機能から標準オプション機能に変更することで、場合によっては自治体の希望にもかかわらず当該機能等をベンダが実装しなくなる懸念があることに留意

個別の機能等に係る実装区分等の見直しフロー

- 個別の機能等に係る実装区分等の見直しに当たっては、経過措置対象機能等の多くが「事業者のリソース・開発期間の不足」により実装等が遅れている実態を踏まえ、まずは「① ベンダの観点」により機能等を分類し、検討を深めるもの（要件上の疑義を有するもの/該当する項目がないもの）と見直す必要がないもの（単に事業者のリソース・開発期間の不足によるもの）を峻別する※。

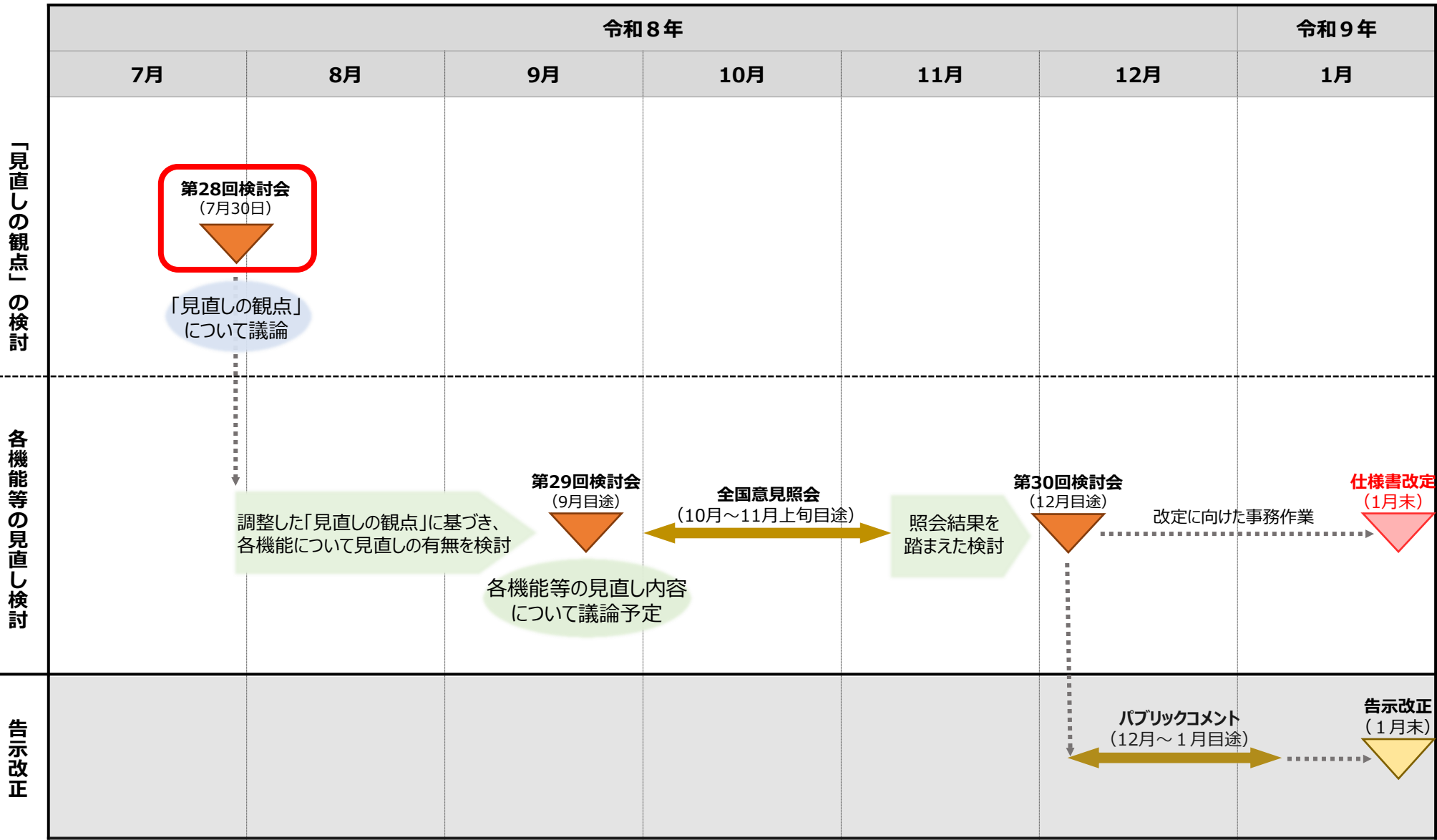
※ 「事業者のリソース・開発期間の不足」に分類されるものであっても、自治体から機能継続要望がある残存機能については、総合的に検討を深める

- その上で、「① ベンダの観点」に該当する項目がないものについては、「② 総務省の観点」「③ 自治体の観点」から実装区分等の見直しの要否を判定する。



※ 「事業者のリソース・開発期間の不足」に分類されるものであっても、自治体から機能継続要望がある残存機能については、総合的に検討を深める

実装区分等の見直しのスケジュール



(参考) 今後の主な検討予定事項

- 下記事項を中心に今後検討を深める予定。

#	今後の検討事項	状況と今後の方向性
1	支援措置対象者のコンビニ交付抑止解除に係る対応	- 支援措置対象者については住民記録システムでの証明書の発行抑止設定がコンビニ交付システム（証明書発行サーバ）に自動連携されている。これにより、支援措置対象者がマイナンバーカードを持って避難した場合など、安全性が確認されている場合でも、コンビニでの証明書交付ができない不便が生じている。 - マイナンバーカードの安全性が確認されている等の前提条件を満たした支援措置対象者に限ってコンビニでの証明書交付を可能とするための機能について検討。 （参考）「住民記録システム標準仕様書」における支援措置対象者に対する抑止設定に係る規定（3.1 異動・発行・照会抑止） 機能ID 0010106：証明書発行の抑止設定及び解除情報については、コンビニ交付及びCSに対しても自動連携されること。（実装必須機能）
2	窓口DXSaaSと住民記録システムの円滑な連携に向けた対応	窓口DXSaaSと住民記録システムの円滑な連携に向けて、住民記録システムにおける窓口DXSaaSとのデータ連携仕様について検討。